

名古屋市移動販売事業者一覧広報実施要綱

(事業目的)

第 1 条 名古屋市移動販売事業者一覧広報実施要綱（以下「要綱」という。）は、名古屋市内（以下「市内」という。）における生鮮食料品の移動販売の実施状況等を名古屋市公式ウェブサイトに掲載し、当該事業を実施する者の取り組みを支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移動販売事業者

以下の 2 つの事業者をいう。

ア 市内で生鮮食料品の移動販売を行う事業者

イ 移動販売の経営ノウハウを持ち、市内のスーパー等と移動販売に関する業務提携等を行っている事業者

(2) 本事業

市内で活動する移動販売事業者一覧（以下「一覧」という。）を作成し、名古屋市公式ウェブサイト上で広報する事業をいう。

(3) 登録事業者

第 4 条第 2 項の規定により登録通知を受けて本事業の対象となる事業者をいう。

(登録要件)

第 3 条 一覧への登録を希望する者は、次の各号に定めるすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 現に市内で生鮮食料品を取り扱う移動販売事業を営んでいる会社、個人事業主又は組合であること。

(2) 前号に掲げる事業の実施に当たり、必要な資格の取得及び行政への許認可又は届出が完了していること。

(3) 名古屋市広告掲載基準第 2 に定める業種又は事業を営む者でないこと。

(4) 拘禁刑以上の刑に処せられている場合、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過した者であること。

(5) 法人名又は屋号が公表されることを了承すること。

(6) 法人の場合は、その業務を執行する役員のいずれもが、第 3 号及び第 4 号のいずれにも該当する者でないこと。

(登録申請及び通知)

第 4 条 一覧への登録を希望する者は、名古屋市移動販売事業者一覧登録申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 事業の実施に必要な資格の取得及び行政への許認可又は届出が完了していることが分かる書類の写し

(2) 移動販売事業を行っていることが分かる書類（チラシ、パンフレット、ウェブサイト

等)

(3) 移動販売車両の写真

(4) 固定の巡回ルートがある場合は、巡回ルートが分かる書類

2 市長は申請書を確認し、一覧への登録を決定した場合は、名古屋市移動販売事業者一覧への登録通知（様式第2号）を交付する。

（地域情報の提供）

第5条 市長は、買い物弱者実態調査に基づく市内の買い物資源へのアクセスに困難を抱えている可能性がある市民の居住地域の情報（以下「地域情報」という。）を登録事業者に提供することができる。

2 登録事業者が、地域情報の提供を希望する場合は、地域情報提供申請書兼誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録事業者の責務）

第6条 登録事業者は、市長の求めに応じ、本事業の効果を検証する調査に協力しなければならない。

2 登録事業者は、申請書に記載した事項を変更し、又は登録の取消をしようとするときは、名古屋市移動販売事業者一覧登録情報変更申請書（様式第4号）又は名古屋市移動販売事業者一覧登録取消申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 登録事業者は、名古屋市情報あんしん条例、名古屋市個人情報保護条例その他情報保護に係る関係法令を遵守しなければならない。

4 登録事業者は、提供された地域情報について、移動販売事業を行う目的以外に使用してはならず、当該情報を利用したことにより生じた一切の結果についてその責任を負う。

（禁止事項）

第7条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 無限連鎖講の防止に関する法律又は特定商取引法その他の取引・契約トラブルに関する法令により禁止又は規制される行為

(2) 政治や宗教を目的とし、又は公序良俗に反する行為

(3) 第5条で提供を受けた情報を、他人へ譲渡、複写およびSNS等へ掲載する行為

（登録の抹消）

第8条 市長は、登録事業者について次の各号のいずれかに該当する事実が判明した時には、当該事業者を一覧から抹消することができる。

(1) 第3条に規定する登録要件を欠き、又は第7条に該当すると市長が判断したとき。

(2) 第4条に規定する提出書類に虚偽があったとき又は実施に必要な資格及び許認可等の手続きを行わないとき。

(3) 登録された問合せ先への連絡が取れない状態が継続しているとき。

（市長の責務）

第9条 市長は、本事業の実施によって取得した個人情報について、名古屋市情報あんしん条例、名古屋市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、適正に取り扱わなければならない

ない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。